

令和6・7年度 大口町入札参加資格審査申請要領【物品・委託業務等】

大口町が発注する物品製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る競争入札（オープンカウンタ含む。）に参加するには参加資格審査を受けなければなりません。

参加資格審査を希望される方は、当要領に基づき、あいち電子調達共同システム（物品等）（以下、「電子調達システム（物品等）」という。）により、適正な入札参加資格申請（以下、「電子申請」という。）を行ってください。

1 申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 資格審査を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされる許可登録を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- (3) 国税、愛知県税、大口町税が未納でないこと。
- (4) 「大口町が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年7月24日付け大口町長・大口町教育員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 入札参加資格審査を希望する業種について、大口町小規模工事等契約要領（平成15年大口町訓令第1号）による届出事業者でないこと。

2 電子申請の方法

- (1) 電子申請を行おうとする方は、電子調達システム（物品等）にアクセスし、必要項目を必要事項を入力し、送信してください。

ポータルサイト <http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

- (2) 法人が申請する際の申請者は本店となります。支店や営業所等が申請者となることはできません。
- (3) 契約を締結する営業所は、1自治体に対し1営業所（本店を含む）に限ります。また、契約を希望する営業所は、当該営業所において申請を希望する品目の営業を営むことを認められていることが必要です。
- (4) 電子申請においては、画面上の注意及び「操作マニュアル」に従ってください。なお、事前に「下書きチェックシート」をプリントアウトし、必要事項を記入いただいてから電子調達システム（物品）に入力することを薦めます。
- (5) 申請できる営業種目は別表1のとおりです。
- (6) 電子申請によるデータ送信後、速やかに共通審査自治体及び申請先自治体に別送書類を送付してください。
- (7) 審査結果確認後、電子調達システム（物品等）により「追加届」を入力しデータ送信してください。

3 受付期間

- (1) 定時受付

令和6年1月4日（木）から令和6年2月15日（木）まで
平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで

- (2) 随時受付

令和6年4月1日（月）から令和8年2月16日（月）
平日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで

4 別送書類

電子申請によるデータ送信後、電子調達システム（物品等）から印刷した「別送書類送付書」に以下の書類を添えて、各1部、所定期日までに提出してください。

別送書類（各種証明書等）は、入札参加資格申請日において、発行日より3か月以内のものとし（鮮明であれば写し可）。

- (1) 共通審査自治体に提出する書類

- ① 法人事業者の場合

| 書類名 | 摘要 |
|-------------------|--|
| 別送書類送付書 (共通審査) | 電子申請システム（物品等）から印刷したもの。 |
| 履歴事項全部証明書 | 法務局発行のもの（法務局登記官が証明したもの） ※現在事項全部証明書では代用できません。 |
| 納税証明書（国税） | 税務署が発行した法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3） |
| 納税証明書（県税） | <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税・地方法人特別税及び自動車税種別割の納税証明書（未納の税額がないこと用） ・愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」 |

② 個人事業者の場合

| 書類名 | 摘要 |
|--------------------|--|
| 別送書類送付書 | 電子申請システム（物品等）から印刷したもの。 |
| 身分（元）証明書 | 本籍地の市区町村長が証明したもの（日本国籍を有しない方は在留カード、特別永住者証明書の写し） |
| 登記されていないこと の証明書 | 法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことを証明したもの（全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課の窓口で発行したもの） |
| 納税証明書（国税） | 税務署が発行した申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2） |
| 納税証明書（県税） | <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県県税事務所が発行した個人事業税及び自動車税種別割の納税証明書（未納の税額がないこと用） ・愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」 |

(2) 大口町に提出する書類

| 書類名 | 摘要 |
|---------|------------------------|
| 別送書類送付書 | 電子申請システム（物品等）から印刷したもの。 |

| | |
|-------|---|
| 納税証明書 | 大口町に納税義務がある場合に提出してください。 ・法人の方は、法人町民税、固定資産税及び軽自動車税種別割 ・個人の方は、町県民税、固定資産税、軽自動車税種別割及び国民健康保険税 上記の未納がないことの証明 |
|-------|---|

(3) 提出期日

① 定時受付

申請データ送信日から7日以内必着。

ただし、最終提出期限は、**令和6年2月22日（木）必着。**

② 随時受付

申請データ送信日から7日以内必着。

※ 上記①、②の提出期日の最終日が休日（日曜日及び土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）にあたる場合は、その日以後の最初の平日とします。

(4) 提出先

〒480-0144

愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地

大口町 総務部行政課 設計契約グループ

電話番号 0587-95-1699（直通）

※ 上記4(1)の共通審査自治体に提出する書類は共通審査自治体に提出してください。なお、共通審査自治体は、システムで自動的に決定されますので、申請データ送信後、画面上で送付先の確認をお願いします。

5 資格審査

資格審査は、4により提出された書類により行い、申請者の資格要件を満たしていることを調査します。

6 審査状況照会

電子調達システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査の進捗状況を参照することができます。

なお、別送書類及び電子申請内容に不備等がある場合は、共通審査自治体及び申請先自治体からメール及び電話等で補正指示が出されますので補正を行ってください。

7 審査結果

審査結果は、審査完了通知メールにより通知します。なお、「申請・審査状況確認」画面にて審査結果を参照することができます。

8 資格認定後の追加届

審査結果確認後、電子調達システム（物品等）により追加届を提出してください。

(1) 届出項目

- ・許可・登録等
- ・契約実績
- ・特約・代理店

(2) 届出期限

審査結果確認後、速やか（5日以内目安）に入力してください。

9 資格の有効期限

電子申請による入札参加資格の有効期限は次のとおりとします。

ただし、令和6年4月1日（月）以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前に入札参加資格は、なおその効力を有します。

(1) 定時受付

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで有効とします。

(2) 随時受付

入札参加資格決定の日から令和8年3月31日まで有効とします。

10 電子申請による入札参加資格決定後における登録内容の変更について

登録内容に変更等が生じた場合は、次のとおり速やかに変更の手続きを行ってください。ただし、定時受付の変更手続きは、令和6年4月1日（月）からとなります。

11 その他

(1) 電子申請に対し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、指名停止措置となることや入札参加資格の取り消しの対象となる場合があります。

(2) 電子申請後、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めるこ

とがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。

また、証明書面は、入札参加資格の有効期限内は保管しておいてください。

- (3) 電子調達システム（物品等）の利用にあたっては、あいち電子調達共同システム利用規約の確認、同意が必要です。
- (4) 資格が認定された方の名簿は、インターネット上で公開しますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 電子調達システム（物品等）は、システムのメンテナンス等のため、システムの利用を一次休止することがあります。
- (6) 本電子申請にはICカードは必要ありません。なお、電子入札への参加にはICカードの購入、登録が必要となります。
- (7) 書面での資格審査申請は受け付けません。

12 問い合わせ先

- (1) システムの操作に関すること

あいち電子調達共同システム（物品等）ヘルプデスク

電 話 0120-511-270

受付時間 平日（日曜日及び土曜日、祝日を除く。）午前9時から午後5時まで

- (2) 申請内容に関すること

大口町 総務部行政課 設計契約グループ

電 話 0587-95-1699（直通）

別表 1

| 業務（大分類） | 営業品目（中分類） |
|------------|---|
| 1 物品の製造・販売 | コピー 荒物・雑貨 薬品・試薬・農薬 医療・理化学・計測機器 一般印刷 軽印刷 フォーム印刷 出版・製本 地図 農薬・園芸用品 映像・音楽用品 紙・紙製品 看板・旗・標識・徽章 機械・器具 ゴム印・印章 写真機器 自動車・自転車 船舶 航空機 警察用品・消防防災用品 食料品 スポーツ用品 燃料 繊維製品 寝具・室内装飾・家具 資材・素材 厨房機器 ガス器具 電気製品 通信機器 電算機器 文房具・事務用機器 時計・貴金属・眼鏡 学校教材等 電力 |

| | |
|----------|--|
| | 贈答用品 函書 特殊物品 |
| 2 物品の買受け | 不用品買受 |
| 3 役務の提供 | 建物等各種施設管理 運搬・保管等 映画等製作・広告・催事 自動車等点検整備 給食 検査・測定 調査委託 コンピュータサービス 航空写真・図面 クリーニング リース・レンタル 保険業 旅客業 審査業務 外国語 その他業務委託 |